

私たちにできる DV 被害者支援

LEMON～Leader Motion Network～

漆原 喜美枝（さいたま市）、川名 亜矢子（さいたま市）

笹木 靖子（桶川市）、坂本 朝子（さいたま市）

＞調査研究の目的

昨今、頻りに児童虐待のニュースが報道される中、2018年の目黒女児虐待事件、2019年の野田小4女児虐待事件はとりわけ多くの報道がなされた。この二つの事件は取調べや裁判が進むにつれ、妻が夫からDVを受けている中で起きた、子どもの虐待死事件だということが明らかになった。

これらの悲惨な事件が二度と起こらないために、私たちにできる支援について考えることにした。

＞ドメスティックバイオレンス（DV）とは

- ① 身体に対する暴力
- ② 精神的暴力
- ③ 性的暴力
- ④ 経済的暴力
- ⑤ 子どもを利用した暴力

内閣府によると、DVが起きている家庭は子どもに対する暴力も同時に行われている場合があり、家族間の信頼関係が崩れていくことがあるという。

＞DVの被害者状況について

埼玉県県民生活部男女共同参画課の実態調査では、DV被害者は4人に1人の割合で存在する。相談件数は2009年以降増加し、DV被害者のうち相談した人の割合は約半数である。DV被害を受けた女性の約半数が相談はしていない。また、男性からの相談はほとんどないのが実態だ。

＞なぜ相談にいかないのか

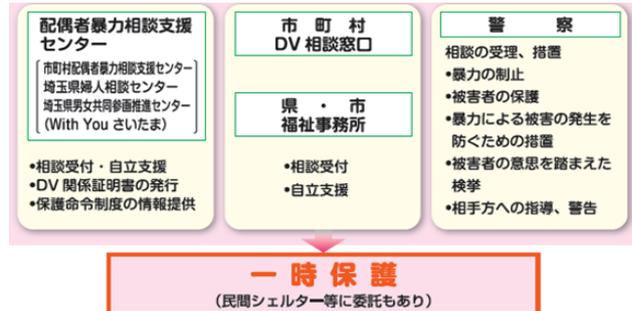
DV被害者女性の約半数がなぜ相談にいかないのか、県の実態調査での上位回答は次のとおりだ。

- ①相談するほどのことではないと思ったから（54.1%）
- ②相談しても無駄だと思ったから（25.3%）
- ③自分に悪いところがあると思ったから（21.2%）
- ④恥ずかしくて誰にも言えなかったから（19.4%）
- ⑤自分さえ我慢すればいい（19.4%）

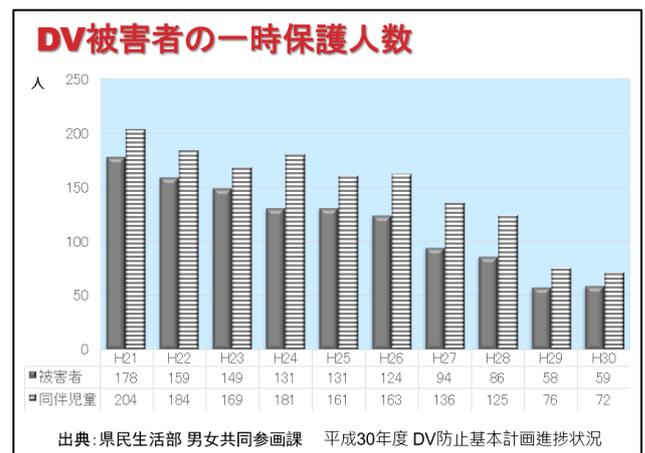
回答①からはそもそも何がDVにあたるのかの理解不足の可能性、②からはどんな支援があるのかの情報不足の可能性、③～⑤からは経済的に男性に頼っている部分があることや、家庭を壊したくないという思いも含めて、女性にとって相談をするという行動自体、とても勇気のいることだということが読み取れる。

しかし、先に挙げた二つの事件のように、DVはエスカレートしていくケースも多く、DVから逃れるためには第三者からの助言や支援が必然だ。

＞県の支援について



緊急性の高いものが一時保護になるが、公的一時保護人数のデータは次のとおりである。



＞データから見えてくること

- ①DVに対する理解不足（身体的暴力だけでなく、精神的・経済的といった暴力もあることが認知されていない）
- ②女性の自尊感情が低い
- ③相談にいかない人は半分以上に上ることから、潜在的な被害者はさらに多い
- ④相談件数は増加傾向にあるが、公的支援の一時保護の件数は減っている

④については、公的一時保護を受けるには決められた条件がある等が考えられるが、民間支援団体の活動が影響している可能性もあり、今回は民間支援団体に調査を行った。

＞民間支援団体への聞き取り調査と考察

民間の支援団体ではどのような活動をしているのか、2019年11月30日に『認定特定非営利活動法人女性のスペース結』、12月7日に『特定非営利活動法人パープルネットさいたま』への聞き取り調査を行った。

【活動内容】

①『認定特定非営利活動法人 女性のスペース結』

<自主事業>

- ・女性と子どものためのシェルター「まどかハウス」運営、緊急一時保護活動
- ・シングルマザーとその子どものシェアハウス「西山ガーデンハウス」管理運営
- ・「子ども食堂ゆい」運営
- ・子どもの居場所づくりにおける学習支援
- ・遊びの提供「寺子屋ゆい」「子どもアクタープログラム」

<委託事業>

- ・越谷市女性・DV 相談支援センター、川口市などでの相談業務

- ・埼玉県男女共同参画継続的自立支援事業

<助成金事業>

- ・越谷市女性自立支援センター「はればれ越谷」での電話相談

- ・カウンセリング・DV の知識を学ぶ「学びカフェ」など

②『特定非営利活動法人パープルネットさいたま』

<委託事業>

- ・埼玉県「DV 被害母子のための心のケア電話相談」

<助成金事業>

- ・「I・Me・Mine プロジェクト」
- ・DV 被害をうけた女性子どもたちのワークショップ
- ・DV 被害をうけた女性と子どもが同時並行で学べる心理教育プログラム「びーらぶプログラム」
- ・心を回復するための居場所「I・Me・Mine、とまり木 café、思春期ワーク」

- ・自分を見つめ直す講座「ばあぶる café」

- ・支援者交流、情報交換の場「支援者カフェ」など

二団体ともDV被害者とその子どもに対して、①はシェルターやシェアハウス、子ども食堂といった場の提供を主とした総合的な支援、②は心の居場所やケア、自己肯定感を高める取り組み等の支援を行っている。

【社会的課題】

被害者支援は充実してきているが、加害者に対しての「更生プログラム」が不足しているため、根本的な防止や解決に繋がらない。また身体的DVは減少傾向にあるが、手口が巧妙な精神的DVは増加傾向にある。そのため、目に見えないDVにより支援に繋がるまでに時間がかかることや、被害者自身が警察や医師から指摘されるまでDV被害を受けている自覚がない場合が多いことが挙げられる。

【支援団体が抱える問題】

①は自主事業を行っているが運営していく上で資金面での問題が大きい。また支援活動に集中したいが、そのための助成金を得る準備に膨大な時間を取られること、DVへの理解や支援活動を知ってもらうために広報紙を発行しているが、団体の支援に繋がらないこと、仕事を持ちながら支援活動を行っていることが現状として挙げられる。こ

うした状況下であり、二団体とも被害者の子どもへの支援を行っているが十分ではない、心の回復には専門的支援が必要だが、人材が不足しているという問題がある。

これらを解決するには、公的機関の民間支援団体への助成金や人材育成といったサポート体制のさらなる充実が必要と考えられる。人材育成面では、②は埼玉県内の行政相談員や教育関係者などで、県が養成する「びーらぶインストラクター」を取得した心のケアの専門家として活動を行っている。

また行政においても、DV被害者が声をあげ、助けを求めやすく相談を受けやすい場を増やし、新たな生活基盤づくりに手を差し伸べることが必要だ。さらにはDV被害者がシェルターを出た後も、少しでも安心して生活ができるよう、住居の確保や警察の見守り、仕事の斡旋、保育所の最優先入所、小中学生の義務教育のスムーズな継続、学童施設の優先的利用等、自治体の積極的な支援も必要と考える。

> 私たちにできること

私たちがDV被害者支援のためにできることは次のことと考える。

- ・相談されたり、DVの被害にあっていることを知ったりしたら、「共感する」「寄り添う」「批判をしない」
- ・「暴力をふるう行為が間違っている」ことを伝えると同時に、専門機関や相談窓口があることを紹介する
- ・子ども食堂などのボランティア活動に参加する

私たちはDV被害者から話を聞いたら、「決してあなたは悪くない」ことを伝え、共感し、当人の気持ちに寄り添うことが大切である。DVの実態（日時や内容）を詳しくメモに残すことや、録音をして証拠を残すことを勧めたい。また同時に一人で抱え込まず、すぐに専門機関や警察に実情を伝え、今後の見通しを立てることや、緊急時は迷わず110番通報をして被害を最小限に抑える必要性も伝える。

本来は加害者が指導を受けたり、罰せられたりするべきはずのDVだが、現状はDV被害者が居場所を特定されない所へ逃げるのが先決で、今後はシェルターの充実も望まれる。

身近なところでは、さまざまな家庭環境にある子どもを支援する「子ども食堂」の存在がある。こうした子どものための活動にボランティアで加わることで、参加する子どもから間接的にDV被害や虐待を知る可能性もある。こうした環境にある子どもに寄り添い見守ることも、私たちにできる支援の一つだ。

老若男女問わず一人でも多くの方が、DVについての正しい認識とDV被害者への理解を持つことを望む。DVの正しい認識が進むことで、女性の自尊感情の低さが改善され、相談につながる人が増え、さらなる支援の充実、加害者に対しての罰の適正化などが進むことを期待する。そのために私たちは、身近にできるDV防止に繋がる活動を地道に続け、幅を広げていくことを目指したい。